

各務原市防災システム導入等業務委託 プロポーザル実施要領

本実施要領は、各務原市防災システム導入等業務の提案内容を比較検討し、最も優れた提案を行った事業者を提案採用者として特定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）に関する事項をまとめたものである。

1. 業務の概要

1.1 事業名 各務原市防災システム導入等業務委託

1.2 業務の目的

各務原市は、近年の全国で発生する様々な災害への対応を踏まえ、防災・減災のための平常時の取り組みのほか、災害発生直後から、様々な情報を整理し「状況判断」、「意思決定」、「対策」を行わなければならない。

本業務は、必要な情報を迅速かつ正確に収集、整理、共有し、平常時から応急・復旧時の一連の対応において、的確な「状況把握」、「意思決定」、「対策」の実施を支援する防災システムを導入することを目的とする。

本業務では、防災システムの導入に当たり、経費やシステムの機能だけでなく、提案書を基にシステム構築能力やシステム障害に対する支援体制などを総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1.3 業務執行場所

各務原市内及びシステム稼働させるサーバ機器等の設置場所

1.4 業務の内容

防災システム及び稼働に必要な機器調達等を含む導入業務及びシステム運用業務

各務原市防災システム導入等業務 特記仕様書（以下、「仕様書」という）を参照すること。

1.5 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

なお、防災システムの導入については、令和3年9月30日までとし、残り期間はシステム保守運用業務の期間とする。

1.6 本件業務委託に係る事業費の上限額

¥31,240,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限価格を超える額で提案してきた提案事業者は失格とする。

本案件については、「各務原市防災システム導入等業務委託」を契約し、その後の令和4年度以降のシステム保守・運用業務契約については、後日、別途契約を行うこととする。なお、導入する防災システムは令和4年度以降、5年間は継続して利用が可能であること。

1.7 提案見積金額

提案見積金額は、本件業務委託に要する費用のほか、その後のシステム保守等に関する費用についても積算し提出すること。また、内訳書についても提出すること。

見積りにあたっては本業務にかかる全ての諸費用（関係するネットワーク機器の設定変更やライセンス費用など）を見積もること。

その後のシステム保守等に関する費用については、参考経費として、令和4年度以降の5年間の「システム保守・運用業務」にかかるすべての経費（構築するシステムにより必要なライセンス利用料や通信回線の経費などすべてを含む）について見積もること。なお、選考の際は、本業務委託費用及び5年間のシステム保守等費用を審査の対象とする。

2. 参加資格要件

提案事業者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1)各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2)各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3)営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。
- (4)各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5)情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。
- (6)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7)地方公共団体における防災システム導入及び稼働実績が2020年10月1日時点において1件以上あること。

3. 選定機関

本業務の提案採用者の選定は、各務原市プロポーザル方式実施要綱（平成28年3月31日決裁）（以下、「プロポーザル実施要綱」という。）第7条の規定により設置する評価委員会において実施する。

4. 日程

令和2年11月9日(月)	17時	: 質問書提出期限
令和2年11月12日(木)		: 質問に対する回答予定日
令和2年11月16日(月)	17時	: 参加表明書提出期限
令和2年11月18日(水)	17時	: 提案書類提出期限
令和2年11月25日(水)	予定	: プレゼンテーション及び操作デモンストレーション審査の実施
令和2年12月8日(火)	頃	: 選定結果の通知
令和2年12月	中旬	: 契約締結予定

※日程について、当市の都合により変更となる場合がある。

5. 質問に関する事項

5.1 本募集要項に対する質問方法と期限

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」に質問事項等を記入し、防災対策課宛てに電子メールにより提出すること。件名もしくは表題として「【会社名】防災システム導入等業務委託」と表記すること。提出後、電話にて到着確認を行うこと。

質問の受付期限については令和2年11月9日(月)の17時までとする。

5.2 質問への回答

各事業者から提出された質問事項を取り纏め、事業者名を伏せて令和2年11月12日(木)までに、各務原市公ウェブサイト上に公開する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

6. 参加表明に関する事項

6.1 提出方法と提出先

本プロポーザルに参加を表明する者は、様式2「参加表明書」に必要事項を記入の上、提出すること。提出期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受けつけないものとする。

提出については「12. 事務局」に直接持参又は郵送に限る(持参する際には、前日までに事務局に連絡すること)。

6.2 提出期限

令和2年11月16日(月)の17時までとする。

7. 審査資料の提出に関する事項

7.1 提出書類

審査にあたり以下の資料を提出すること。

7.1.1 企画提案書

- ① 企画提案書は、様式3「企画提案書記載項目」に記載された項番に沿い、提案要求項目の内容を踏まえて作成すること。また、表紙には様式4「企画提案書表紙」を使用すること。代表者印を押印すること。
- ② 簡易製本（袋とじ）し、正本として1部提出すること。
- ③ 副本を9部提出すること。
- ④ 用紙はA4サイズとし、縦置き（左綴じ）両面印刷で製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を変更したり、記述方向を縦としたりすることは差支えない。
- ⑤ 頁数は30頁までとし、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分の通し番号とすること。図表等のA3サイズについては2頁でカウントする。なお、表紙、目次は枚数に含めない。
- ⑥ 文字のポイントは、原則として10.5ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。
- ⑦ 企画提案書の記述は、防災部門や情報システム部門以外の職員が読んで理解できる内容とすること。
- ⑧ 不確定要素があっても提案事業者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある企画提案書を提出すること。
- ⑨ 本実施要領及び仕様書等に記載のない事項であっても、提案事業者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し、企画提案書に記載すること。

7.1.2 提案価格書

- ① 様式5「提案価格書」を使用し、代表者押印のあるものを1部提出すること。
- ② 見積もった金額（消費税及び地方消費税額を含まない）、消費税及び地方消費税額、合計金額を提案価格書に記載すること。
- ③ 本業務にかかる提案価格とは別に、参考費用として令和4年度以降の5年間のシステム保守・運用業務にかかるすべての経費について見積もった金額を記載すること。

7.1.3 提案価格内訳書

- ① 様式6「提案価格内訳書」を使用し、提案価格書と割印のうえ、1部提出すること。
- ② 提案価格書に記載した本業務の金額の内訳を記載すること。
- ③ また、提案価格書に記載した令和4年度以降の5年間のシステム保守・運用業務について年度ごとに費用を算出した内訳を記載すること。
- ④ 本業務にかかる費用と、令和4年度以降の5年間のシステム保守・運用業務に係る費用の内訳については、別々に記載し提出すること。

7.2 その他

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定証の写し、もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク認定証の写しを1部提出すること。
- ② 7.1 提出書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を1枚提出すること。
- ③ ファイル形式は、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）及びPDF形式とすること。

7.3 提出先と提出方法

提出については「1 2. 事務局」に直接持参又は郵送に限る（持参する際には、前日までに事務局に連絡すること）。

7.4 提出期間

令和2年11月18日（水） 17時までとする。

8. 審査に関する事項

8.1 選定方法

選定にあたっては、評価点は800点満点とし、企画提案書、価格、プレゼンテーションの内容について評価を行い、総合評価により最も優れた提案事業者を選定する。ただし、総合の評価点が満点の100分の50に満たない場合は、該当者なしとする。なお、審査の配点表は以下のとおりとする。

審査項目	配点
企画提案書評価	400点
価格評価（その後の保守費用も評価の対象とする）	200点
プレゼンテーション及び操作デモンストレーション評価	200点

8.2 当市からの疑義照会

提案事業者より提出された提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じ当市から疑義事項の照会を行う。

8.3 プレゼンテーション及び操作デモンストレーション審査実施

- (1) 日時：令和2年11月25日（水） ※予定
- (2) 場所：各務原市役所 会議室
- (3) 時間：説明 35分、質問 15分（開始時間前10分間を準備時間、審査終了後5分間を片付け時間とする）。実施時間の詳細は11月18日（水）までに電子メールで通知する。
- (4) 提案事業者側の出席者は本業務に従事を予定している者5名程度までとする。
- (5) 提案説明は、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に説明すること。なお、提出済みの企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

8.4 審査結果通知

審査の結果については、提案事業者全員に「プロポーザル選定結果通知書」を送付し、採用又は非採用の結果を通知するものとする。なお、採点結果及び各審査評価項目の評価点、評価点を算出するための計算式は公開しないものとする。

8.5 提案採用者との協議

評価委員会において決定された提案採用者は、当市と仕様並びに価格等を協議の上、本事業の仕様書を確定するものとする。ただし、提案採用者と協議が整わない場合、当市は次点提案者と協議を行うことがある。

9. 資格喪失

以下のいずれかの事項に該当した場合は提案事業者の資格を喪失とする。

- (1)他の提案関係者と不正な接触を行ったとき。
- (2)企画提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3)契約締結までに本要領で定める資格要件を満たさないこととなったとき。
- (4)「10. 契約に関する事項」で行う協議が整わなかったとき。

10. 契約に関する事項

(1)提案した企画提案書により採用されたことをもって、提案した全ての内容（範囲）の契約を保証するものではない。仕様の内容（提案内容）などについては、別途、協議を行い決定する。ただし、費用については「1.6 本件業務委託に係る事業費の上限額」で示した額を超えることはない。

契約については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

(2)「9. 資格喪失」のいずれかの事項に該当し、提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。

(3)契約の履行に関しては、当市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

12. 事務局（連絡先及び照会先）

住所 : 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
担当課 : 各務原市市長公室防災対策課（担当：熊澤、諏訪、森）
電話 : 058-383-1111（内線2222、2224）
FAX : 058-380-1158
E-mail : bousai@city.kakamigahara.gifu.jp

※電子メールを送付する際は、送付後、事務局に連絡を入れ到着確認を行うこと。